

4 高保体第761号
令和4年11月25日

各市町村（学校組合）教育委員会
学校保健担当課長様

高知県教育委員会事務局
保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

「新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した県立学校の学校教育活動の取扱いの目安並びに部活動の考え方（令和4年11月25日改訂）」について

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。
さて、うえのことについて、別添（写し）のとおり県立学校に通知しましたのでお知らせします。
つきましては、貴教育委員会におかれましても同通知を参考に、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

【担当】	高知県教育委員会事務局
保健体育課	田邊、池田、山岡 (TEL:088-821-4900)
	廣田、池本 (TEL:088-821-4928)
高等学校課	岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)
特別支援教育課	谷澤、平地 (TEL:088-821-4741)

写

4高保体第761号
令和4年11月25日

各県立学校長様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

「新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した県立学校の学校教育活動の取扱いの目安並びに部活動の考え方（令和4年11月25日改訂）」について（通知）

日頃は、学校における新型コロナウイルス感染症対策をご協力いただき、感謝申し上げます。さて、国の「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応について（令和4年11月14日）」及び「高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安（令和4年11月17日変更）」に基づき、「県立学校の学校教育活動の取扱いの目安」並びに「県立学校の部活動の考え方」を別添のとおり改訂いたしましたので教職員へご周知いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

これに伴い、令和4年8月9日付け4高保体第489号【「新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方並びに学校教育活動の取扱いの目安（2022.8.9）」の改訂について】は、令和4年11月25日をもって廃止とします。

なお、今回の改訂では、県外校との練習試合等の取扱いについても変更しておりますので、内容をご確認のうえ、適切なご対応をお願いいたします。

今後、新型コロナウイルス感染症に係る国や県の対応方針が変更となった場合は、改めて通知いたします。

【担当】

保健体育課 田邊、池田、山岡 (TEL:088-821-4900)

廣田、池本 (TEL:088-821-4928)

高等学校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)

特別支援教育課 谷澤、平地 (TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-0009】

★国の「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応について（令和4年11月14日）」及び「高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安（令和4年11月17日変更）」に基づき、今後の学校教育活動の対応を以下のとおりとする。

新型コロナウイルス感染症における高知県のステージに対応した県立学校の学校教育活動の取扱いの目安について

県のステージ	分科会提言 レベル	文部科学省 マニュアル 感染レベル 欄外※1	学校教育活動について				
			出席停止等 の取扱い 欄外※2	教科等	行事等	補習	部活動
特別対策 (濃紫)	レベル4 (医療機能不全期)	レベル3	衛生管理マニュアルのP50・52【レベル3地域】を参照 ※感染のリスクの高い活動については実施しない	校長の判断のもと、実施内容の見直しや規模の縮小、時間短縮など、各校の実情を踏まえた感染防止対策を徹底すること			
対策強化 (紫)	レベル3 (医療負荷増大期)	レベル2	衛生管理マニュアルのP51・52【レベル2地域】を参照 ※感染リスクの高い活動については慎重に検討すること		教科等の対応に従い、十分な感染対策を講じた上で実施すること		令和4年11月25日付け4高保体第761号通知参考
警戒強化 (赤)	感染拡大初期 (レベル2)	レベル1	衛生管理マニュアルのP51・52【レベル1地域】を参照 ※感染のリスクの高い活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行い実施すること	学校行事、対外的行事の実施は差し支えない 校長の判断のもと、各校の実情を踏まえた感染防止対策を徹底すること			
警戒 (オレンジ)							
注意 (黄)							
感染観察 (緑)							

※1 地域感染レベル：文部科学省の示す「学校の新しい生活様式」(2022.4.1 Ver.8)を踏まえた学校の行動基準（衛生管理マニュアルP16）

※2 学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止（衛生管理マニュアルP22、P45～47）

★ 県立学校において感染拡大がみられる場合は、必要に応じて別途対応方針を示す場合がある。その場合は、文書にて通知する

★ 「文部科学省が示す衛生管理マニュアル及びこれまでに実施してきた感染防止対策の徹底」を前提に、今後の部活動の対応を以下のとおりとする。

★ 各校が定める部活動の活動方針に準じた活動を実施するとともに、「定められた時間での活動」及び「適切な休養日の確保」に努めること。

★ 次ページの注意事項についても必ず確認すること。

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方 ~部活動で感染拡大させないために~

国の分科会の レベル	県のステージ	公式大会 (県内外)	練習試合等				部活動の制限及び活動時間 <small>(※感染状況によっては、別途制限を設ける)</small>	
			県外		県内			
			宿泊有り	日帰り	宿泊有り	日帰り		
医療機能不全期 (レベル4)	特別対策（濃紫）	↑ 医療 非常 事態 宣言	○ 慎重に検討	×	×	×	×	※非常事態（濃紫）の対応については、別途通知する ・平日のみの活動や活動時間の制限などを検討
医療負荷増大期 (レベル3)	対策強化（紫）	↓ 対策 強化 宣言	○ 慎重に検討	×	×	×	○ 慎重に検討	※医療非常事態宣言が発令された場合、次の対応とする ★週休日の活動は、 <u>土日のどちらか</u> とした上で、次の活動時間とする ・平日2時間程度まで、週休日等3時間程度まで ・部活動毎に活動日を振り分け活動人数を制限するなど、活動中に密にならない工夫が講じられる場合は、平日3時間まで、週休日等4時間まで（校長許可）欄外※1
感染拡大初期 (レベル2)	警戒強化（赤）		○	○ 慎重に検討	○	○	○	※対策強化宣言が発令された場合、次の対応とする ・平日2時間程度まで、週休日等3時間程度まで ・部活動毎に活動日を振り分け活動人数を制限するなど、活動中に密にならない工夫が講じられる場合は、平日3時間まで、週休日等4時間まで（校長許可）欄外※1
感染小康期 (レベル1)	警戒（オレンジ）		○	○	○	○	○	・平日2時間程度まで、週休日等3時間程度まで ・平日3時間まで、週休日等4時間まで（校長許可）欄外※1
	注意（黄）		○	○	○	○	○	
	感染観察（緑）							

※1 練習時間を延長する場合：保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする。

★ 「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」が発出された場合の対応については、別途通知する。

★ 感染拡大がみられる県立学校においては、県教育委員会事務局と協議の上、別途活動制限を設ける場合がある。

★ 県外校との練習試合等については、管理職が相手校の感染状況を確認し連絡体制を講じた上で、校長の判断のもと実施すること。

～全体共通留意事項～

- * 発熱等の症状がある生徒・顧問及び、家族に発熱等の症状がみられる生徒・顧問は、部活動に参加させないようにすること。
- * 部活動を実施する場合は、生徒、保護者の意向を確認し、その意思を尊重すること。
また、顧問は右に示す基本的な感染防止対策を生徒へ周知徹底するなど、新型コロナウイルス感染症に対して細心の注意を払った状態で活動を行うこと。
- * 熱中症のリスクがある場合は、感染防止策を講じた上で、マスクを外すなど適切な対応を行うこと。
- * 感染者が発生した部については、濃厚接触者等（自宅待機要請者含）に該当しない部員・顧問の健康状態の確認をより一層徹底すること。なお、公式戦・発表会等（以下、「大会等」とする。）の開催直前（7日以内）に部内で感染者が確認された場合は、参加者の安全を確認（濃厚接触者等（自宅待機要請者含）は参加を控える・軽微な接触者は薬事承認を得た「抗原定性検査」を実施するなど）した上で、大会等への参加の判断をすること。併せて、大会等への参加については、関係団体の示す基準に照らし判断すること。

～練習試合等について～

○県内での練習試合等の取扱いについて

- 対策強化（紫）の場合は、感染状況を考慮した上で、少ない参加校で定められた練習時間を守り、各中央競技団体が示すガイドライン等をもとに活動をすること。
なお、感染状況によっては、県内での練習試合等を禁止する場合がある。

○県外との練習試合等の取扱いについて（県外へ行く場合、県外から招く場合）

- 実施する場合は、基本的な感染症対策を十分に講じた上で、1ページ目に記載した実施の有無の判断基準に従い、校長の判断のもと実施すること。
- 実施する際は、事前に管理職が相手校の管理職と連絡を取り、感染状況を確認した上で、実施の有無について協議をすること。その際、必ず連絡先を交換し、連絡体制を構築しておくこと。なお、協議内容については、必ず記録を取り一定期間残しておくこと。（※協議内容を記録する様式については、別添の様式1を引き続き利用するか、各校で別途簡易的な様式を定めるることも認める。）

○練習試合等の実施後に感染者が発生した場合における大会等への参加について

- 大会等の前7日以内に練習試合等を行い、その後、練習試合等の参加者で感染者が発生した場合、その濃厚接触者等（自宅待機要請者含）に該当する者は、大会等への参加を控えること。
なお、感染者と軽微な接触があった者については、大会等の直前（前日又は当日）に薬事承認を得た「抗原定性検査」等を実施した上で、校長が大会等への出場の判断をすること。

◆三密の回避

（密閉・密集・密接）



◆感染症対策の3つのポイント

- 感染源を絶つこと
- 感染経路を絶つこと
- 抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、参加しない
(家族に発熱等の症状が見られる時も、参加しない)
- 体温・体調チェック表の活用
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）の徹底
- 手洗いの徹底
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- 部室等の利用は、短時間で分散し会話を控える
- 食事をとる場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置にする
また、距離がとれなければ会話を控える（黙食）
- 適切な活動時間や休養日の確保（部活動ガイドラインに準拠）
- タオル、ドリンクは各自が準備する
- 練習以外での十分な距離の確保
- 周囲と十分な距離が確保できない状況で会話を行う場合は、マスクを正しく着用するなど

～感染状況によっては～

- 多数の生徒が集まり呼気が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける
- 活動時もマスクを着用した活動を行うなど

※寝食を伴うような遠征・合宿等を行う場合においては、
感染のリスクが高まることから、上記の感染防止対策の一層の徹底を図ること